平成２４年（フ）第１９号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙81番地53
債務者　薄井留美子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２２３号
静岡市駿河区小鹿１丁目21番７号　青木アパート３号室
債務者　森谷　福次
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０８号
東京都町田市木曽東４丁目15番ロ842号
債務者　小泉千恵子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６６号
静岡県浜松市中区北寺島町211番地の６　エスカイアハイツ浜松403
債務者　柴田伊佐雄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５７９号
大阪市港区波除５丁目３番７号　高木レジデンス202号
債務者　久志本勝次
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０７号
横浜市緑区西八朔町41番地６　ピュアコーポⅢ202号
債務者　久保めぐみ（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４８号
岡山市中区雄町563番地９、申立時の住所岡山市中区国府市場200番地10
債務者　中谷　　操
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
大分県中津市大字牛神70番地、住民票上の住所福岡県豊前市大字八屋899番地９
債務者　加来　俊之
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
大分県宇佐市大字上田526番地の６
債務者　広永　道弘
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
大分県豊後高田市高田2686番地２
債務者　酒井　正則
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後４時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１４号
静岡市葵区相生町７番３号　メゾン相生201号
債務者　秋吉　賢次
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
沖縄県うるま市石川嘉手苅98番地
債務者　宮里　照子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８９号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目30番12号　石川アパート２－Ａ
債務者　東江　義光
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３１号
長崎県佐世保市崎岡町971番地２　６棟103号
債務者　福元　美加
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1987番地２、旧住所長崎県佐世保市権常寺町1142番地１ディアス彩102号
債務者　中山　知美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係